

平成15年6月27日

株 主 各 位

仙台市青葉区中央一丁目3番1号

東北ミサワホーム株式会社

代表取締役社長 千葉 紘 司

第34回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第34回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。 敬 具

記

報 告 事 項 平成15年3月31日現在の貸借対照表ならびに第34期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書および損益計算書の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

なお、当期より決算公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社のホームページ（<http://www.t-misawa.co.jp/ir/>）に掲載することといたしましたので、ご案内申し上げます。

決 議 事 項

第1号議案 第34期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

利益配当金は、1株につき6円と決定いたしました。

第2号議案 自己株式取得の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式1,000,000株、取得価額の総額5億円を限度として取得することに決定いたしました。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

内容は、後記に記載のとおりであります。

第4号議案 監査役4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

監査役に鎌田昌治、菅沼敢二、山内睦也、中村克彦の4氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

以上

第3号議案の内容

(下線は変更部分)

変更前定款	変更後定款
<p>(新 設)</p> <p>〔名義書換代理人〕 第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取、実質株主通知の受理、届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>〔株式取扱規程〕 第8条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取、実質株主通知の受理、届出の受理その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>〔単元未満株式の買増し〕 第7条 当社の単元未満株式を所有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>〔名義書換代理人〕 第8条 （現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の<u>手続</u>、単元未満株式の買取および買増し、実質株主通知の受理、届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>〔株式取扱規程〕 第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再交付、<u>株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取および買増し、実質株主通知の受理、届出の受理その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

お 知 ら せ

1. 本定時株主総会終了後開催の取締役会におきまして、常務取締役に大津 清氏が選任され、就任いたしました。

また、本定時株主総会終了後、監査役の互選により、常勤監査役に鎌田昌治氏が選任され、就任いたしました。

この結果、当社の取締役および監査役の陣容は、次のとおりとなりました。

代表取締役社長	千葉 紘司	取 締 役	階 弘喜
専務取締役	岩渕 健治	取 締 役	岡村 泰寿
常務取締役	熊林 茂	常 勤 監 査 役	鎌田 昌治
常務取締役	大津 清	監 査 役	菅沼 敢二
取 締 役	橋本 守男	監 査 役	山内 睦也
取 締 役	板橋 洋	監 査 役	中村 克彦

(注) 監査役のうち、山内睦也および中村克彦の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

2. 配当金のお支払いについて

第34期利益配当金は、同封ご送付申しあげました「郵便振替支払通知書」によって、6月30日からお支払いいたしますので、ご便宜の方法でお受け取りください。なお、配当金は当社定款の規定により支払開始の日から満3年以内にお受け取りがない場合には、当社はその支払いの義務を免れることとなりますので、お早めにお受け取り願います。

また、あらかじめ銀行振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を同封申しあげておりますのでご確認願います。

商法改正に伴う株式のお取扱いについてのご案内

1. 株券失効制度について

株券を喪失した場合は公示催告による除権判決を受けて再発行するお取扱いでありましたが、平成15年4月1日施行の商法改正により株券は公示催告制度から除外され、新たに創設された「株券失効制度」により株券の再発行を受けることとなります。お手續などの詳細につきましては名義書換代理人あてご照会ください。

2. 単元未満株式の買増制度の導入について

商法改正に基づく当社定款規定の変更により、平成15年6月30日から「単元未満株式の買増制度」を導入いたしましたので、単元未満株式を有する株主さまは、当社に対しその単元未満株式の数と併せて1単元になる数の株式を買増請求することができることとなります。お手續などの詳細につきましては名義書換代理人あてご照会ください。なお、保管振替制度ご利用の株主さまはお取引証券会社あてご照会ください。